冒頭、小賀坂副委員長(専門委員長)より、IASB/FASB におけるリース・プロジェクトの検討状況について説明があり、これに続き神谷シニア・プロジェクト・マネージャーより、説明資料 [審議事項(2)] に基づき、2014年1月の IASB/FASB の共同審議で議論がなされた貸手会計モデル及び借手の会計モデル等の代替的なアプローチ案についての詳細な説明がなされた。

説明された内容に対する委員からの主な意見ないし質問と、それに対する事務局からの 主な回答は次のとおりである。

- ある委員より、貸手については ASBJ の主張に近いものが選択肢に入ってきているので評価したい旨の意見が述べられた。また同委員より、借手についてはオンバランスすべきものは適切にオンバランスを要求する一方で、コストと便益の観点から、オンバランスが不要なものもあるはずなので、少額リースについて IASB/FASB のスタッフが否定をしている案についてもう少し検討すべきであるとの意見が述べられた。
- ある委員より、借手の会計モデルのアプローチ1(すべてのリースをタイプAのリースとする単一アプローチ)は、IASBと FASBの当初公開草案であったものが改訂公開草案ではなくなったアプローチと理解しているが、それがまた選択肢の1つとして復活している理由についての質問があった。
 - これに対し事務局からは、使用権モデルに立脚することを前提とすればアプローチ1が概念的に一番適切であること、改訂公開草案でのタイプBのリースの使用権資産の認識・測定の手法に否定的な意見やタイプAとタイプBの区分について実務上懸念する意見があったことなどが理由としてあったと考えられる、との回答がなされた。さらに、少額リースの範囲除外を拡大することで単一アプローチの適用の母集団を適切化することを主張している関係者もおり、範囲除外の拡大と単一アプローチをセットで考えると単なる当初改訂公開草案のアプローチの復活にはならないこともあり得る、との補足説明も事務局からなされた。
- ある委員より、少額リースの論点について、IASB/FASBのスタッフのペーパーは提起された問題に対して、抜本的な解決方法を示したものになっていないとの意見が述べられた。さらに同委員より、特に非中核資産の範囲除外を IASB/FASB のスタッフは否定しているが、この範囲除外について検討することは重要である、との意見も述べられた。

最後に事務局より、ASBJが 2013 年 9 月に IASB と FASB に提出したコメント・レターの考

え方を基礎としながら今回頂いた意見等も参考にして、2014年1月の IASB/FASB の共同会議に提出された代替的なアプローチ案を検討し、次回の企業会計基準委員会の資料を作成して今後の ASBJ からの意見発信に繋げていきたい旨の説明がなされた。

以 上